

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者の方については、その状態像から見て使用が想定しにくい下表の福祉用具は、原則として貸与できません。

対象外種目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3
ア 車いす及び付属品	貸与不可	貸与不可	貸与不可	○	○
イ 特殊寝台及び付属品					
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器					
エ 認知症老人徘徊感知機器					
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)				貸与不可	貸与不可
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)					

ただし、次の①又は②に該当する場合は例外的に貸与できます。

① 厚生労働大臣が定める状態像に該当する場合 ⇒ 市への手続き不要

下表の定めるところにより、要介護認定の認定調査票（基本調査）の結果を用いて、要否を判断する。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(※)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	(一)基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 (二)基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(※)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-1及び2-6 「全介助」

(※) 上表のア(二)とオ(三)については、基本調査に該当する項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。

◎主治医から口頭で情報を得た場合（主治医が担当者会議に不参加、診断書もない場合）

「サービス担当者会議の要点」（要介護→ケアプラン4表、要支援→E表別表）の「検討内容」欄に、情報を得た日付・主治医の氏名とともに、主治医から得た情報についてそのまま記載する。その主治医の情報をもとにサービス担当者会議で必要性を検討した結果を「結論」欄に記載する。主治医にケアプランに記載する旨了解を得ておくこと。

② 次のⅠ～Ⅲの状態像に該当する場合 ⇒ 市への手続き必要

- I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- II 疾病その他の原因により、状態が急速に変化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態悪化)
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
(例：ぜんそく発作等による呼吸不全，心疾患による心不全，嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

《手続方法》

- 1 上記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- 2 サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されている。
- 3 市へ必要書類(①～④)を提出している。
 - ① 軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認依頼書(調布市様式)
 - ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されていることを確認できるもの
□ケアプラン4表(要介護)／E表別表(要支援)
 - ③ 医師の医学的な所見に基づき判断されていることが確認できるもの
□サービス担当者会議に主治医が参加している場合 ⇒ ケアプラン4表／E表別表
□サービス担当者会議に主治医が参加していない場合 ⇒ 下記の①～③のいずれか
 - ①主治医意見書
 - ②医師の診断書
 - ③軽度者に対する介護保険福祉用具貸与にかかる医学的所見について(調布市様式)
 - ④ 本人状態を確認できるもの
□ケアプラン1表～3表，6表，7表(要介護)／A表～D表(要支援)

《留意事項》

- 市が書面等により手続方法の1及び2を確認し、福祉用具貸与の必要性が判断された場合にのみ給付の対象となります。
- 新規に貸与を開始する場合のほか、要介護認定の更新・変更等の結果、再度軽度者の対象となり認定有効期限が変更した場合は、改めて軽度者の申請が必要となります。
- 上記の「調布市様式」は市のホームページより印刷可能です。
- 市への書類提出は、原則、貸与開始前までに行ってください(貸与開始日の遡及不可)。ただし、区変等の認定申請や医学的所見の確認に時間がかかる場合、がん末等による急変・褥瘡等による早期対応が求められる場合は、貸与開始日の遡及を認めることがありますので、市まで事前協議(連絡)を必ず行ってください(事前協議がない場合は理由を問わず遡及不可)。
- 要支援の方で地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ委託している場合は、委託先の居宅介護支援事業所から書類を提出してください。